

雲仙市監査委員告示第5号

令和3年3月19日付け2雲監第86号における監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月2日

雲仙市監査委員 佐藤 順也

雲仙市監査委員 藤田 一二

3雲人第1068号
令和4年2月2日

雲仙市監査委員 佐藤 順也 様
雲仙市監査委員 藤田 一二 様

雲仙市長 金澤 秀三郎

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

令和3年3月19日付け2雲監第86号における監査結果の報告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

検討要望事項等

1) 社会福祉協議会に関する事項

①安定的な経営基盤の確立について

社会福祉協議会が健全に法人運営を行っていくためには、安定的な財政基盤の確立は重要であり、自主財源の確保はもとより組織目的を達成しつつ更なる安定経営を目指し、常に経営手法、組織体制に係る事務改善等に注力することが重要である。

②事業費補助との整合性について

社会福祉協議会の性格、業務内容からしても地域福祉事業に係る人件費に対する補助金は妥当と考えるが、決算書上の事業区分において事業費充当ではなく、法人運営費に充当する経常経費補助金収入と示されており、補助金の実績報告との整合性が取れていない状況である。

本来補助金の支出としては、事業費補助であるため、本市地域福祉計画の中で社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業に対して充当すべき財源であり、決算書においても整合性を図られたい。

③地域福祉事業の積極的な推進について

本市においては、今後ますます少子高齢化が進み、地域福祉サービスの多様性が求められている。

このような中、地域福祉事業において、地域交流事業やふれあい・いきい

きサロン事業、高齢者生きがいづくり事業（スポーツ・文化）など一部予算の低執行率が見受けられた。

全域的なバランスを踏まえた上で、公平な予算枠を確保しておく必要があることは理解されるが、地域における社会福祉の担い手として社協が展開する地域福祉事業を市民の方に十分理解してもらうことに尽力し、創意工夫をもって地域住民が求める事業の積極的な推進に努めていただきたい。

2) 福祉課に関する事項

①事業費補助としての算定

社会福祉協議会に対する補助金については、雲仙市福祉関係団体等補助金交付要綱により交付されているが、本要綱において補助金の対象経費は「地域福祉を推進するため雲仙市社会福祉協議会が行う地域福祉事業等に要する経費」とされ、交付額は「予算の範囲内で市長が必要と認める額」と包括的に規定されており、対象となる地域福祉事業に関わる職員業務の従事割合により積算した人件費を補助金要求額として調整されている。

今般、普通交付税の合併特例期間が終了し、一般財源の確保が年々厳しい状況において適正な補助金算定が求められている。

担当課においては、この社会福祉協議会に係る補助対象経費が広範囲であることに鑑み、補助金の算定根拠等を十分精査し、実績報告の内容確認の中で決算書等関係書類にも目を配っていただきたい。

また、今後の補助金のあり方として、雲仙市補助金等の見直し基準にも示されているとおり、補助金は、補助対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来その事業費を対象に交付されるべきものである。

つまり、事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対し、資金的支援が適当と判断された場合に補助金を交付されるものであることから、団体運営にかかる経常的な「運営費補助」ではなく、事業を実施する上で必要とされる経費に対する「事業費補助」を原則とすることが望まれる。

3) 体育協会に関する事項

①決算に係る繰越基準について

平成24年度の補助金等交付事業に係る定期監査において、補助金交付団体については、補助金以外の収入がある場合、補助対象経費に対する充当順位として、まず団体の会費収入などの自主財源を充当し、不足分について補助金を充当すべきことが指摘されている。

今回、対象年度の体育協会本部の収支決算書をみると、次年度への繰越金として剰余金のうち自主財源分を差し引いた残額を市へ返還されている。本市スポーツ振興費補助金交付要綱の第7条第2項の規定では、「決算額に会費負担金を超える額の剰余金が生じたときは、返還し精算するものとする。」との基準を設け、一定翌年度繰越金を認めているところである。

しかしながら、本規定にもかかわらず、下部組織である各競技団体の実績報告では、決算に係る剰余金が前年度繰越金を含む自主財源の範囲内で

あれば、翌年度繰越金として認められており、体協本部への返還金が生じていない状況である。

これは、従前より交付要綱における繰越基準の「会費負担金（相当額）」を拡大解釈され、前年度繰越金を含めた「自主財源」を翌年度繰越金の判定基準としているもので、改善の必要があると考える。

4) スポーツ振興課に関する事項

①適切な補助金の算定について

各競技団体の決算における繰越基準については、前段の体育協会に関する事項で指摘のとおりであるが、団体運営補助金の課題としては、市補助金等の見直し基準にあるとおり、補助の長期化による固定化・既得権化が挙げられる。

このような補助金は、目的や運用方法等について随時見直しを行うべきところだが、補助が長期化するとその基準が既得権化となりがちで、十分な効果が認められないまま継続され、適正な見直しが困難となる場合がある。

補助金は、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもって、なお不足する部分を補うものであり、事業に対する充当財源は先ず会費負担金等の自主財源を充てるべきである。

この本則を踏まえた上で、弾力的な運用として、年度当初の事業費に対する繋ぎ資金として、要綱で一定額の繰越金を認めているもので、担当課は適切な指導をお願いしたい。

②体育館管理業務に係る指定管理者制度の導入について

平成22年度から吾妻体育館の管理について、市の直営から体育協会へ一部業務委託されたことで、効率化が図られていることは評価される。

現在各自治体においては、様々な公共施設の管理業務について、効率的な運営手法の一つとして、指定管理者制度を活用した施設管理が行われている。

本市において、公共施設の総合管理計画が調整されている中、更なる市民サービスの向上と経費の節減を追求し、先進事例等を参考にしながら、今後新たに建設される体育館等の管理業務を含めた指定管理者制度の導入についても研究されたい。

2. 措置の状況

上記の監査報告を受け、関係部局において調査・検討を行い、次のとおり措置を行った。

措置内容は、別紙「令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況」のとおり

なお、補助金交付事務については、今後も関係法令に適合することを旨とし、公益上の必要性の検討及び事務手続の適正さを欠かさないようするとともに、補助金等交付団体への指導監督等を適切に行ってまいります。

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況

部署	監査委員からの要望事項	対応の内容又は今後の対応方針
福祉課(社会福祉協議会)	<p>①安定的な経営基盤の確立について 社会福祉協議会が健全に法人運営を行っていくためには、安定的な財政基盤の確立は重要であり、自主財源の確保はもとより組織目的を達成しつつ更なる安定経営を目指し、常に経営手法、組織体制に係る事務改善等に注力することが重要である。</p>	<p>組織運営、財政強化、受託事業の拡大等による自主財源の確保を行い、地域福祉の推進を安定的に継続できる社協を目指すため、令和3年3月に第1期社会福祉協議会基盤強化計画を作成し取り組んでおります。</p>
福祉課(社会福祉協議会)	<p>②事業費補助との整合性について 社会福祉協議会の性格、業務内容からしても地域福祉事業に係る人件費に対する補助金は妥当と考えるが、決算書上の事業区分において事業費充当ではなく、法人運営費に充当する経常経費補助金収入と示されており、補助金の実績報告との整合性が取れていない状況である。 本来補助金の支出としては、事業費補助であるため、本市地域福祉計画の中で社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業に対して充当すべき財源であり、決算書においても整合性を図られたい。</p>	<p>令和2年度までの補助金は、地域福祉事業に係る人件費に対して行っておりますが、社協の性質上、人件費を法人拠点区分で一括計上していたことから、補助金との整合性が図られていないような決算書のつくりになっておりました(実態は地域福祉事業の人件費へ充当されています。)。 監査後、社協会計拠点区分の見直しを指示し、令和3年度から地域福祉事業に係る拠点区分を新設し、市補助金と整合性が図られるように改善しております。</p>
福祉課(社会福祉協議会)	<p>③地域福祉事業の積極的な推進について 本市においては、今後ますます少子高齢化が進み、地域福祉サービスの多様性が求められている。 このような中、地域福祉事業において、地域交流事業やふれあいいきいきサロン事業、高齢者生きがいづくり事業(スポーツ・文化)など一部予算の低執行率が見受けられた。 全体的なバランスを踏まえた上で、公平な予算枠を確保しておく必要があることは理解されるが、地域における社会福祉の担い手として社協が展開する地域福祉事業を市民の方に十分理解してもらうことに尽力し、創意工夫をもって地域住民が求める事業の積極的な推進に努めていただきたい。</p>	<p>令和2年8月より、ウエスレヤン大学の岩永教授を招き社会福祉協議会基盤強化計画を策定し、また、同教授を講師として地域における社協の役割、社協が取り組むべき課題について、毎月2回の職員研修を行っております。 この研修の中でも、高齢者の介護予防、生きがいづくりは今後ますます重要となってくることから、福祉課と連携し、社協にしかできない取組みについて強化していくことを再認識し、ふれあいいきいきサロン事業など、一部低迷している事業についての改善策を研究しております(令和3年度も研修会を継続中です。)。 なお、補助対象である地域福祉事業については、令和2年度からPDC Aシートにより福祉課長、担当によるヒアリングを行い、適正な事業運営を支援しております。</p>
福祉課	<p>①事業費補助としての算定 社会福祉協議会に対する補助金については、雲仙市福祉関係団体等補助金交付要綱により交付されているが、本要綱において補助金の対象経費は「地域福祉を推進するため雲仙市社会福祉協議会が行う地域福祉事業等に要する経費」とされ、交付額は「予算の範囲内で市長が必要と認める額」と包括的に規定されており、対象となる地域福祉事業に関わる職員業務の従事割合により積算した人件費を補助金要求額として調整されている。 今般、普通交付税の合併特例期間が終了し、一般財源の確保が年々厳しい状況において適正な補助金算定が求められている。 担当課においては、この社会福祉協議会に係る補助対象経費が広範囲であることに鑑み、補助金の算定根拠等を十分精査し、実績報告の内容確認の中で決算書等関係書類にも目を配っていただきたい。 また、今後の補助金のあり方として、雲仙市補助金等の見直し基準にも示されているとおり、補助金は、補助対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来その事業費を対象に交付されるべきものである。 つまり、事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対し、資金的支援が適当と判断された場合に補助金を交付されるものであることから、団体運営にかかる経常的な「運営費補助」ではなく、事業を実施する上で必要とされる経費に対する「事業費補助」を原則とすることが望まれる。</p>	<p>令和2年度までの補助金は、地域福祉事業に係る人件費に対して行っておりますが、雲仙市福祉関係団体等補助金交付要綱に沿った補助金を行うよう見直しを行っているところでありました。 この見直しにより、令和3年度からの補助金は、交付要綱に合わせた地域福祉事業に係る事業費、事務費、人件費を対象とし、歳入歳出の対象経費を精査し補助金の算定を行っております。</p>

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項及びその対応に関する進捗状況

部署	監査委員からの要望事項	対応の内容又は今後の対応方針
スポーツ振興課(体育協会)	<p>①決算に係る繰越基準について 平成24年度の補助金等交付事業に係る定期監査において、補助金交付団体については、補助金以外の収入がある場合、補助対象経費に対する充当順位として、先ず団体の会費収入などの自主財源を充当し、不足分について補助金を充当すべきことが指摘されている。 今回、対象年度の体育協会本部の収支決算書を見ると、次年度への繰越金として剰余金のうち自主財源分を差し引いた残額を市へ返還されている。 本市スポーツ振興費補助金交付要綱の第7条第2項の規定では、「決算額に会費負担金を超える額の剰余金が生じたときは、返還し精算するものとする。」との基準を設け、一定翌年度繰越金を認めているところである。 しかしながら、本規定にもかかわらず、下部組織である各競技団体の実績報告では、決算に係る剰余金が前年度繰越金を含む自主財源の範囲内であれば、翌年度繰越金として認められており、体協本部への返還金が生じていない状況である。 これは、従前より交付要綱における繰越基準の「会費負担金(相当額)」を拡大解釈され、前年度繰越金を含めた「自主財源」を翌年度繰越金の判定基準としているもので、改善の必要があると考える。</p>	<p>○令和3年5月20日付で市スポーツ協会長に対し、各競技団体の繰越金の算定誤りがあるため、改善をするように通知を行っております。 ○令和3年5月26日に開催された市スポーツ協会代議員会に出席し、各競技団体の代議員に対して繰越金の算定方法の誤りについて改善を指示しております。</p>
スポーツ振興課	<p>①適切な補助金の算定について 各競技団体の決算における繰越基準については、前段の体育協会に関する事項で指摘のとおりであるが、団体運営補助金の課題としては、市補助金等の見直し基準にあるとおり、補助の長期化による固定化、既得権化が挙げられる。 このような補助金は、目的や運用方法等について随時見直しを行うべきところだが、補助が長期化するとその基準が既得権化となりがちで、十分な効果が認められないまま継続され、適正な見直しが困難となる場合がある。 補助金は、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもって、なお不足する部分を補うものであり、事業に対する充当財源は先ず会費負担金等の自主財源を充てるべきである。 この本則を踏まえた上で、弾力的な運用として、年度当初の事業費に対する繋ぎ資金として、要綱で一定額の繰越金を認めているもので、担当課は適切な指導をお願いしたい。</p>	<p>○令和3年5月26日に開催された市スポーツ協会代議員会に出席し、各競技団体の代議員に対して自主財源の確保についての検討のお願いをしております。しかしながら、負担にならない程度の会費でスポーツに親しんでいただき、結果として会員を増やしていくこともスポーツの振興として必要なことでもあることから、会費の増額につきましては、時間をかけながら各競技団体と協議を行いたいと考えております。</p>
スポーツ振興課	<p>②体育館管理業務に係る指定管理者制度の導入について 平成22年度から吾妻体育館の管理について、市の直営から体育協会へ一部業務委託されたことで、効率化が図られていることは評価される。 現在各自治体においては、様々な公共施設の管理業務について、効率的な運営手法の一つとして、指定管理者制度を活用した施設管理が行われている。 本市において、公共施設の総合管理計画が調整されている中、更なる市民サービスの向上と経費の節減を追求し、先進事例等を参考にしながら、今後新たに建設される体育館等の管理業務を含めた指定管理者制度の導入についても研究されたい。</p>	<p>○市スポーツ協会の会長、副会長、事務局に指定管理に向けた検討をお願いしたところありますが、現状としては、指定管理を受託することは困難であるとのことでありました。 ○スポーツ振興課としては、先ずは小浜体育館の年間経費を把握し、数年後に吾妻体育館及び小浜体育館の指定管理者制度の導入を検討することとしております。</p>